

(陳受27第9号)

福島原発事故による避難者が安心して暮らせる住まいの確保を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成27年11月20日

陳情者

陳情の要旨

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から4年8カ月が経過しました。いまだに、11万人以上が福島県を離れて避難生活を続けており、たとえ国の避難指示が解除されても「帰りたくても帰れない」人、子どもの健康への不安から避難先で新たな生活設計を考えている人など、問題は複雑です。

武蔵野市内には、現在62世帯130人（住民登録が市外の人も含む。）の避難者が生活しており、地域の方との交流、支援の関係もでき、今後の子どもの就学・進学等のことを考えると、今現在のコミュニティでの生活を継続していきたいと望んでいる人も多くいます。

しかし、ことし6月、福島県は、国の避難指示を受けていない避難者については、平成28年度末で住宅の無償提供を終了する方針を発表しました。期限まであと1年数カ月しかなく、経済的にも厳しい都市部での生活をしている中、住宅の支援が打ち切られれば深刻な事態になります。私たちは、災害救助法に基づく「応急仮設住宅」ではなく、「子ども被災者支援法」に明文化されている避難者の居住の選択を権利として認め、支援を継続することを求めて、国や福島県に対して繰り返し要望をしています。

武蔵野市では、避難者への情報の提供など継続的に行っていただき、また、市議会から国に対して意見書を提出していただき、大変心強く思っています。原発事故による避難者が安心して暮らせる住まいの確保のために、ぜひ身近な自治体からできることを行っていただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 現在都営住宅に入居している避難者は、期限までに移転を迫られることとなります。平成28年度末で厳格に退去を迫るのではなく、希望者には現在の住宅で暮らせるよう、また、空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援するよう、東京都に意見書を提出してください。
- 2 これまでの武蔵野市内の避難生活での人と人との関係、コミュニティを継続できるよう、空き家住宅と避難者とのマッチングなど、都市再生機構や民間との連携を含め、市として原発事故避難者が希望する地域で生活できる住まいの支援をしてください。